

事務連絡
令和3年5月10日

市内小中学校長 様

輪島市教育委員会教育長
(公印省略)

「石川緊急事態宣言」の発出に伴う新型コロナウイルス感染症の
感染防止対策の徹底について

5月6日付教庶第258号石川県教育長通知等を受け、所属職員及び学校内の感染防止対策について徹底を要請してきたところですが、昨日開催された石川県新型コロナウイルス感染症対策本部（別添本部会議資料参照）において、感染状況の劇的な変化を踏まえ、石川緊急事態宣言が今月末までを期限として発出されました。

については、感染防止対策について、改めて周知徹底願います。

記

【所属職員の感染防止対策について】

- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021. 4. 28 Ver. 6）」や「県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理ガイドライン（令和2年9月4日版）」等に基づき、「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」について、改めて徹底を図ること。
- ・特に飲食については、外部の方との会食を極力避けるよう指導すること。
- ・県外との往來を自粛するほか、不要不急の外出を控えるなど、「人との接触機会の低減」に努めること。

【児童・生徒の感染防止対策について】

- ・「文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021. 4. 28 Ver. 6）」や「県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理ガイドライン（令和2年9月4日版）」等に基づき、改めて、児童・生徒への指導の徹底を図ること。なお、同ガイドラインにおいては、「6感染防止対策」の一部を変更したところであり、別紙を参照すること。
- ・不要不急の外出を控えるなど、「人との接触機会の低減」に努めるよう指導すること。
- ・こうしたことについては、一斉送信メール等を通して、保護者にも周知すること。

【部活動について】

- ・学校長は、部活動における当面の各部の活動計画を把握すること。
- ・合宿、県外への遠征、県外チームとの練習試合に加え、今回新たに県内の学校との練習試合も禁止する。